

監事随想



監事 山田 宣郷 (41期)

監事室は、弁護士会館6階の中央通路の一番裁判所寄りの右側にあります。そこでは主に伝票のチェックをしていることが殆んどです。東弁は会員数が6000名を超える弁護士会ですから、其の伝票の枚数も並大抵の数ではありません。

監事は、その夥しい数の伝票の確認に精神的にも時間的にも日々追われているというのが正直な感想です。その内容は、出金伝票と入金伝票の数字合わせと領収書との突合に尽きます。これまで何ヶ月間か伝票の数字と脱めっこをしてみました。間違いは皆無でした。しかし、伝票の並び順が、仕訳帳に記載されている数字の順番と違っているときは、数字の突合に時間が掛り、続きは明日ということになったりして、現在かなり伝票が残っております。

この伝票チェックについては、経理課と税理士事務所が既にチェックしたもので入出金の再度のチェックは屋上屋を重ねるもので、次年度からは、支出項目とその支出額の適正に限って監査しても良いのではないかと感想を持っております。

業務監査については、財政的な視点から財務上の問題点を監査することになります。

理事会に出席して、東弁の全体像とその活動を理解して予算の適正に関する意見を求められることもあります。その理事会において、理事者全員が、会員から抛出される貴重な会費が、有意義に使われているかに関して、時間を惜しまない研究とその熱意をもって職務を行っていることは並み大抵の労力ではなく、監事という立場上、保守的で批判的な見方をすることが多い私ですが、理事者の御苦勞に對して心より尊敬しております。

現在、OA刷新事業、公設事務所設置運営事業など財政的負担の大きな事業が進行中ですが、そのいずれもが適正に運営され近い将来において、東京弁護士会に幾らかでも財政的な利益が産み出されるようになることを期待しながら、現在は資本を敷いている状況ですので、会員の皆様に措かれましてもご理解下さるようお願い致します。

監事の仕事



監事 太田 雅幸 (49期)

監事は会則上、当会の財務を監査するとされていますが、具体的には、(1)当会の領収書等と仕訳帳の照合、(2)監事意見書の作成、(3)予算の編成会議(財務担当副会長・経理課が委員会等から提出された予算要求を査定する場)に陪席して行う意見陳述等を主な職務としています。これらとともに、上記の(2)(3)の職務を適切に行うためには当会が当面する財務問題を把握しておくことが必要となるので、(4)理事会(週2回開催)や財務委員会(月1回)にできる限り出席することが求められます。

(1)は6階の給湯室の近くにひっそりと設けられた監事室にこもって行うもので、膨大な数の領収書類等(一か月当たり数千枚(?))を次から次へと読んで、優秀な経理課

職員等が作成した書類と突き合わせるという地味で孤独な作業です。(2)の監事意見書は、(4)で得られた知見等を基礎に年明けころから起案する予定です。残任期間は残りわずかなのですが、監事としての仕事の正念場はこれからです!

当会は、今後も、巨額で、かつ、今後も膨張する可能性を秘めたOA刷新、職員のみなさんの退職給付引当積立ての問題、(旧)八王子弁護士会館の存廃の問題、委員会活動等に必要なスペースの確保をはじめとして財務の諸問題に直面します。会員のみなさんに納税者としての関心を掻き立てることができるような監事意見をとりまとめるよう努めたいと考えています。